

## 令和7年度 第2回福岡市屋台選定委員会 議事録

### 1 日時・場所

令和7年12月2日(火) 10:00~10:47

エルガーラホール7階 中ホール1

### 2 出席者

(委員) 森田委員長、八尋副委員長、阿部真之助委員、あべひでき委員、  
乙津委員、茅畷委員、田中委員、福田委員、于委員

(事務局) 経済観光文化局 吉田局長  
白木文化まつり振興部長  
矢口屋台課長  
縣屋台振興係長  
保健医療局 平野食品安全推進課長  
住宅都市みどり局 小山みどり運営課長  
道路下水道局 廣瀬路政課長  
博多区 渡邊管理調整課長  
中央区 橋詰管理調整課長

### 3 議題

- 議題 1 : 会議の公開について
- 議題 2 : 更新審査の結果について
- 議題 3 : 今後のスケジュールについて

### 4 議事

(事務局)

経済観光文化局長の吉田でございます。

委員の皆さまにおかれましては、ご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、審査部会委員の皆さまにおかれましては、面接審査において多大なるご尽力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、前回の選定委員会でもご報告申し上げたとおり、11月に地下鉄とタイアップして、屋台列車を運行しました。

各種メディアに取り上げていただき、屋台営業者からも、屋台列車をご覧になって、足を運んでくださったお客様もいらっしゃったと伺っています。

これから年末を迎え、会食の機会も増える時期かと存じます。皆さまにおかれましても、ぜひ屋台をご利用いただければ幸いです。

本日は、公募屋台の更新認否を中心にご議論いただきます。ぜひ、忌憚のないご意見・ご提案を賜りますようお願い申し上げます。

## 議題1 会議の公開について

(事務局)

それでは、議事に入らせていただきます。

屋台基本条例施行規則第29条第1項の規定により、この後の議事につきましては、森田委員長にお願いします。

(委員長)

委員長の森田です。

それでは、次第に沿って議事を進行いたします。

まず、議題1「会議の公開について」です。

屋台選定委員会は、原則公開で進めているところですが、議題2「更新審査の結果について」の議事において、審査概要の説明を行ったのちに、「更新認定可否の説明および審議」を行う予定です。

「更新認定可否の説明および審議」では、各屋台の営業情報など、営業者の権利や正当な利益を害する恐れがある情報を取り扱う可能性があります。

また、審査の詳細な内容を公開することで、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあります。

よって、議題2において、「更新認定可否の説明および審議」を行う場面になりましたら、非公開として進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

— 委員から異議なし —

## 議題2 会議の公開について

(委員長)

それでは、議題2「更新審査の結果について」に移りたいと思います。

まずは、公開議事である「審査概要」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

屋台課長の矢口です。

審査の経緯について説明させていただきます。

右上に資料1と記載している資料をご覧ください。

まず、更新審査について改めて説明させていただきます。

順番が前後しますが、資料右側の点線の枠内をご覧ください。

更新審査とは、営業開始から3年目と5年目の公募屋台のうち、令和8年度以降の屋台営業を希望する方に対し、営業期間の更新が可能かどうかを審査していただくものです。

そして、更新を認定しない方ですが、更新時の考慮事項に基づく「一定の事実」が認められ、面接の結果、原因分析及び対策ができておらず、屋台選定委員会が更新不認定とした方となります。

審査部会では、この考え方に沿って面接を実施していただき、更新認否案をまとめていただいております。

以上を前提として、資料左側の「1 審査の経過」についてご説明いたします。

(1) 及び(2)ですが、第1回審査部会において、面接の体制や内容を決定していただき、11月5日と6日の2日間で、更新申請者15名に対し、1名あたり約15分で、面接を実施していただきました。

面接の体制ですが、部会委員5名をふたてに分け、3名ずつの2班体制を編成していただきました。

2班体制とすることで、各委員の審査対象者を半分に絞ることができ、営業報告などの審査資料をしっかりと事前確認できるため、審査の充実を図ることが可能になると判断されたものです。

また、部会長には、どちらの班にも入っていただき、面接での質問などを共通化することで、公正性を確保していただきました。

面接の内容ですが、「一定の事実」がある場合には、原因分析と対策ができているかをご確認いただいたほか、屋台の魅力向上などに向けて力を入れた取組や、その成果などを確認していただきました。

また、長浜地区のグループ募集で選定された屋台については、グループ面接を5分程度で実施し、グループの取組とその成果を確認していただきました。

次に(3)ですが、第2回審査部会において、更新申請者15名中、13名の更新認否案を決定していただきました。

残る2名は、(2)の面接後、第2回審査部会が開催されるまでの間に、新たな「一定の事実」の発生が確認されたため、更新認否の判断を保留し、追加面接を実施することとなったものです。

新たな「一定の事実」の内容は、後ほどの非公開審議において、部会長からご説明させていただきます。

次に(4)ですが、判断保留となった2名に対する追加面接を実施していただき、新たな「一定の事実」に関する原因分析と対策についてご確認いただきました。

面接の時間は1名あたり10分程度で、(2)の面接でこの2名に対する面接を実施

していただいた3名の委員で実施していただきました。

そして最後の(5)ですが、第3回審査部会において、追加面接を実施した2名の更新認否案を決定していただいたところでございます。

次に、資料右側の「2 更新認否について(審査部会案)」をご覧ください。

個々の審査結果については、後ほどの非公開審議において、部会長からご説明いただきますが、更新申請者15名全員の更新を認定する。

ただし、文書指導を受けた更新申請者については、公共空間での飲食業営業者であることの自覚を高めるためにも、事務局へ招集し、厳重注意を行った上で、通知書を交付する。という審査部会案をまとめていただいております。

審査概要の説明は、以上となります。

(委員長)

以上の説明について、何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

ご質問等がないようですので、「更新認定可否の説明および審議」に入ります。

先ほど決定したとおり、ここから「非公開」とします。

傍聴者、報道機関の方は、退室をお願いいたします。

事務局は、非公開資料を配布してください。

— 事務局が資料の配布 —

(委員長)

それでは、審査部会長から、「更新認定可否の説明」をお願いいたします。

(審査部会長)

審査部会長の八尋です。

わたしから、更新認定の可否に関する審査部会案の詳細をご報告いたします。

別紙1をご覧ください。

まず、資料の見方についてご説明します。

左から5番目の列に「一定の事実」として認められた事項を記載しており、面接で、原因や対策をしっかりと確認しました。

続いて、その右どなりの「更新認否」ですが、更新申請者15名全員の更新を認定することを審査部会案としており、全員に「○」を付しております。

最後に、「審査部会意見」ですが、各屋台の評価すべき点や留意点などを記載しており、修正がなければそのまま委員会意見となります。

ここで、お手元の参考資料「通算期間延長決定通知書」をご覧ください。

中段の表の下から2番目に「決定に際しての委員会意見」という欄があります。

委員会意見についてはこの欄に記載し、今後の励みとして頂いたり、よりよい営業となるよう、参照して頂くことが期待できると考えられます。

以上が、資料の見方の説明となります。

それでは、審査結果について、一定の事実がある更新対象者を中心にご説明します。

まず、記号□ですが、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載していません。

次に、記号□です。

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載していません。

なお、提出された収支報告の内容に記入漏れがあることが分かり、再提出を求め、適切な内容を確認する必要があったことから、

との意見を付しております。

同様の方が、記号□のほかにも2名おられますので、併せてご説明します。

別紙2をご覧ください。

記号□、そして、記号□の方です。

以上の3名からは、収支が再提出され、適切な内容となっていることを確認できております。

それでは、別紙1にお戻りください。

次に、記号□で、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載していません。

続きまして、別紙2をご覧ください。

記号□ですが、

[Redacted]

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載していません。

[Redacted]

次に、記号□で、

[Redacted]

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載していません。

[Redacted]

次に、記号□ですが、

[Redacted]

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載していません。

[Redacted]

次に、記号□で、

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載していません。

以上が、一定の事実がある更新申請者についての説明となります。

一定の事実がない屋台については、個々の説明を割愛させていただきますが、面接で確認できた評価ポイントを意見として付したいと考えております。

今回の更新審査では、一定の事実があった屋台も含め、各屋台がそれぞれ特色をもって営業に取り組んでおられることが確認できました。

見直すべき点はしっかりと見直して頂きながら、引き続き、屋台によるまちの賑わいの創出や魅力向上に取り組んでいただくことを期待し、更新申請者 15 名全員を更新可とする審査部会案をまとめさせていただきました。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(委員長)

以上の説明について、何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

(委員)

記号□・□・□について、収支の記載漏れはいつ発覚したのですか。

一定の事実として収支状況が赤字であるという項目がありますが、もし審査後に発

覚したのであれば、再審査が必要になると思います。

(事務局)

収支の記載漏れは、11月5日及び6日の面接において、収支内容を確認する中で判明しました。

例えば、本人が従業員の賃金を払っていると述べたにもかかわらず、賃金欄に記載がないといった事例がございましたので、収支報告の再提出を依頼しました。再提出資料につきましては、11月12日の審査部会を迎えるまでにすべて出そろい、記載漏れがあったとしても、黒字が赤字に変わるなどの重大な変更はなかったことを確認済みです。

したがって、一定の事実、特に赤字との関係で問題がないことは、11月12日の段階で確認できています。

(委員)

分かりました。

(委員)

記号□と□について、面接後に一定の事実が発覚したとのことですが、その経緯をもう少し詳しく教えてください。

(事務局)

この2軒には、11月6日に面接を実施しました。そしてその翌日、  
区役所・保健所・消防・警察などによる夜間合同パトロールが実施されました。

その際、記号□と□の屋台で、が確認  
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められる  
恐れがある情報については、掲載しておりません。  
認められましたので、その場で口頭指導が行われたのですが、この2軒には、過去にも同じ内容で口頭指導が行われていたことから、区役所の道路管理部門による注意書交付による指導に至りました。

これが面接後に発覚した事実です。

(委員)

2軒ともエリアの屋台ですが、以外のエリアでも翌日にパトロールは実施されたのですか。

(事務局)

11月7日は中央区エリアでパトロールを実施しました。博多区エリアでは一週間後の11月14日に実施し、特に違反は確認されませんでした。

(委員)

全域でパトロールを実施し、違反があったのは今回の更新申請者のこの2軒だけという理解でよろしいですか。

(事務局)





公募屋台から毎年報告を受けるのは事務局です。今回の事例を踏まえ、事務局が適切なアドバイスを行えるようにし、巻き戻しに時間がかからないように工夫を検討してまいります。

(委員)

公益社団法人福岡市衛生協会会長の立場として申し上げますが、福岡市が観光資源として屋台を認定するのであれば、安全第一であるべきです。食中毒につながるような衛生関係の違反は、屋台全体の信頼を損ないます。注意を受けたら是正していく姿勢が求められています。警告書なんて言語道断です。屋台営業は福岡市から支援を受けている以上、改善できない屋台は更新が認められないと思っています。厳しいチェックを求める意見を伝えておきます。

また、初期投資が大きいと言っても、屋台事業は単年度黒字を目指すべきであり、赤字では従業員のモチベーションにも悪影響を及ぼします。美味しく廉価な料理を提供し、観光客や市民に喜ばれる屋台を目指すべきです。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。

安全第一とのご指摘、もっともでございます。関係課で連携し、しっかりと対応してまいります。

(審査部会長)

単年度黒字を目指すべきとのご意見について、初期投資や原価率、食品ロスなど経営計画上の課題がありますが、改善すれば黒字化は可能です。今回も実際に、初年度は赤字であった屋台も翌年には黒字化しており、更新を認めるべきとの判断となりました。

また、衛生問題は、設備配置などの技術的な課題と衛生を守る意思の2点に分けられると考えられます。今回、文書指導に至った屋台についても、すでに、  
 改善の見込みが確認できたとのことで、更新の許可を認めるべきとの判断となりました。

(委員)

本日に至るまで審査部会の皆さま、数日にわたり審査いただきありがとうございます。非常に分かりやすくご意見をまとめていただいたことに感謝申し上げます。

そこで、先ほど話題に出た注意書についてお伺いします。屋台全体で見て、年間どのくらい交付されているのか、ご参考までに教えてください。

(事務局)

直近の令和6年度の実績としては、警告書を含めて年間6件の文書指導が実施されております。

(委員)

そのくらいの数字なのですね。目にあまるような状況になって、初めて注意書が交

付されるものなのかなと思います。その中で、今回の更新対象者の中に、文書指導を受けた屋台が数件あります。更新の認定を受けたことで、令和8年度以降も引き続き営業をされると思いますが、更新されたからといってこの事実がゼロになるわけではありません。その点を意識し、今後も屋台営業をしっかりと見守っていただきたいという意見を申し上げます。

(事務局)

ありがとうございます。

ご指摘のとおり、文書指導を受けた事実は、しっかり受け止めていただかなければならないところでございます。

審査部会のご意見としても、文書指導を受けた屋台については、事務局に招集し、認識を高めていただく場を設けた上で決定通知書を交付するべきとのことでございますので、しっかりと対応させていただきたいと考えております。

(委員長)

他に何かございますか。

ご質問等がないようですので、今回の公募屋台の更新認定可否については、審査部会案のとおりとして、よろしいでしょうか。

— 委員から異議なし —

(委員長)

ありがとうございます。

これで非公開議事は終了し、公開議事に戻りますが、審査対象である屋台の名前や個別の審査内容は非公開情報となりますので、本日の選定委員会終了後も口外しないようにお願いします。

事務局は、非公開資料を回収してください。

— 事務局が資料を回収 —

(委員長)

それでは、ここからは、公開議事に戻します。

事務局は、傍聴者、報道機関の方の入室の誘導をお願いします。

(委員長)

それでは、議事を再開いたします。

非公開議事の概要について、私から説明させていただきます。

更新申請者15名の更新認定可否について、審査部会長から説明がありました。

一部、「一定の事実」に該当する項目がある屋台営業者もございましたが、面接を通して、原因と改善が確認できました。

また、それぞれが特色を持って営業を行っており、屋台の魅力向上に寄与していることも確認できました。

以上のことから、資料1の右側上段の「2 更新認否について 審査部会案」のと

おり、更新申請者 15 名全員の更新を認定することとなりました。

それでは、以上で議題 2 を終了し、議題 3 「今後のスケジュールについて」に入りたいと思います。

事務局より、説明をお願いします。

### 議題 3 今後のスケジュールについて

(事務局)

右上に資料 2 と記載がある資料をご覧ください。

まず、更新審査ですが、スケジュール表の 12 月の欄に、赤丸で結果通知と記載しておりますが、本日、15 名全員の更新を認定していただきましたので、更新決定を通知します。

その後、文書指導を受けるなど、新たな一定の事実が発生しなければ、令和 8 年度以降も引き続き、屋台が営業できることとなります。

一方で、新たな一定の事実が発生した場合は、追加審査の実施を検討するため、正副委員長にご相談させていただきたいと考えております。

以上が、更新審査に関する今後のスケジュールでございます。

続きまして、資料下段ですが、次回の第 6 回公募についてです。

今から 1 年と 4 カ月後の令和 8 年度末に、第 1 回公募屋台 18 名の方が、10 年の営業を満了いたします。

そして、10 月の屋台選定委員会でご報告したように、廃業された屋台も数軒ございます。

以上の状況を踏まえ、次回公募の実施に向けた準備を開始いたします。

資料の左下に、応募倍率の推移を掲載しておりますが、前は応募倍率が 10 倍を超えました。

前は 6 区画の募集でしたが、今回は募集区画が増える見込みでございますので、単純に計算しますと、かなり大規模な応募数となることを見込まれます。

そのような中においても、より良い営業者を適切に選定できるように、これまでの公募の結果や、これまでに屋台選定委員会からいただいたご意見などを踏まえ、工夫や改善策を整理し、今後、屋台選定委員会でご説明できるように、準備を進めてまいります。

資料 2 の説明は、以上でございます。

(委員長)

以上の説明について、何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

(委員)

中洲・天神・長浜以外の地域に屋台は何軒ありますか。

(事務局)

中洲エリア・天神エリア・長浜エリアを除いた軒数は6軒でございます。

(委員)

福岡市には150余りの自治協議会があります。屋台を設置するには歩道の幅やトイレの問題などを解決したうえで、地域の理解が不可欠だと思いますが、市として今後、屋台を増やす計画はありますか。

(事務局)

ご指摘のとおり、屋台の設置には地域住民の方の理解が前提となります。また、周辺の都市環境やビルの建て替えなどの状況も考慮する必要があります。現状では、賑わいの創出や福岡市経済の活性化の観点から、少なくとも現状の100軒は維持する必要があると思っております。屋台を増やすことについては、地域住民の方がどういう風に現状を受け止めていらっしゃるのか、そういったところをしっかりと吟味し、慎重に考えていく必要がある課題であると考えています。

(委員長)

他にないかございますか。

他にないようですので、今後のスケジュールについては、以上のとおりとしてよろしいでしょうか。

— 委員から異議なし —

(委員長)

ありがとうございます。

それでは事務局は、次回公募に向けて、今ご説明頂いたとおり、しっかりと準備を進めてください。

本日予定されていた議事は以上となりますが、これまでの議論を含めて、何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

ご質問等がないようですので、本日の審議はこれで終了したいと思います。

それでは、進行を事務局へお返しします。

(事務局)

委員長、議事進行ありがとうございます。

それでは、以上を持ちまして、屋台選定委員会を終了させていただきます。

本日はご審議をいただき、誠にありがとうございました。